募集期限 平成28年7月31日(金)まで

退職記念定期預金

他の銀行からの預け替え資金でもOK！

1年もの 年0.20%
将来のお使い道が未定の方へのおすすめ

3年もの 年0.25%

5年もの 年0.30%
長期に渡り安定運用したい方へのおすすめ

1年もの退職記念定期預金の適用金利 ー預入日から最長5年間金利を優遇いたしますー

1　年　目　年0.20%を適用。
2年目～5年目　継続日のスーパー定期預金「1,000万円以上・1年もの」の店頭表示金利に年0.10%上乗せした金利を適用。
6年目以降　継続日における、実際の預入金額に応じたスーパー定期預金「1年もの」の店頭表示金利を適用。
【ご注意】5年に満たない期間に書替継続(増額、減額等)された場合、継続後の定期預金には優遇金利は適用されません。

○ お預入れイメージ図

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
▼初回預入日	▼満期日(継続日)	▼満期日(継続日)	▼満期日(継続日)	▼満期日(継続日)	▼満期日(継続日)
年0.20%	年0.10%上乗せ	年0.10%上乗せ	年0.10%上乗せ	年0.10%上乗せ	
	継続日の店頭金利 1,000万円以上・1年もの	継続日の店頭金利 1,000万円以上・1年もの	継続日の店頭金利 1,000万円以上・1年もの	継続日の店頭金利 1,000万円以上・1年もの	継続日の店頭金利 預入金額に応じた1年もの

- 当初預入期間（1年、3年、5年）は、実際の預入金額に関わらず、上記の金利を適用します。
- 満期後は自動的に預入金額に応じた継続日のスーパー定期預金（同一期間）の店頭表示金利を適用し、以後同様とします。
  なお、1年もの定期預金に限り5年目の継続まで優遇金利を適用します。
- 当組合の定期預金及び積立定期預金から退職記念定期預金へのお預け替えはできません。
- 退職記念定期預金は「証書式」「元利金自動継続方式 または 元金自動継続方式（利払）」で当初作成いたします。また、作成後は総合口座へ変更手続きすることができます。
- 名義は退職されるご本人さま名義のみとなります。

お申込み方法

退職予定者説明会で配布いたします「退職記念定期預金申込書」をご提出ください。

申込金額　100万円以上 3,000万円以下（100万円単位）

募集期間　退職予定者説明会開催日（平成28年2月中）から平成28年7月29日(金)まで
退職記念定期預金の作成は、ご退職後に預入原資を当組合の普通預金口座にご入金していただいた後になります。

その他　退職手当金を他金融機関でお受け取りになるお客さまへのご注意
他金融機関から当組合の普通預金口座へ、お振込みの手続きが必要になります。
詳しくは、「退職記念定期預金申込書（記入例）」の下欄をご覧ください。

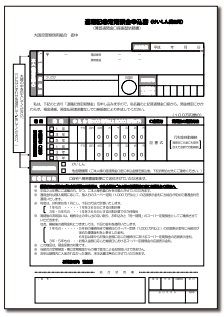

退職記念定期預金申込書

大阪府警察信用組合
お問い合わせ ☎ 06-6941-2003
受付時間　平日 9:00～17:00　本店まで

（平成27年11月20日現在）

【商品概要説明書】

商品名（愛称）		特別金利特約付自由金利型定期預金（M型）（退職記念定期預金）
販売対象		募集対象年度に大阪府警察及びその関係外郭団体を定年又は勧奨退職した個人のお客さま
期間		１年、３年、５年
預入	預入方法	普通預金口座からの振替
	預入金額	１００万円以上３，０００万円以下
	預入単位	１円単位（預入時は１００万円単位）
払戻方法		元金は満期日以降、利息とともにお支払いたします。
利息	適用金利	[預入時] 預入期間に応じて当組合が定めた優遇利率を適用します。 [継続時] １年もの・・・・・・ご契約時から最長５年間優遇利率を適用します。 ６年目以降からお預け金額に応じた継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ３年・５年もの・・・お預け金額に応じた継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ※預入金利は満期日まで変わりません。
	計算方法	１年もの・・・・・・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算 ３年・５年もの・・・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で６か月ごとの複利計算
	満期時利息の支払方法	次の２つからお選びいただけます。 ◎継続時にご指定の口座に自動入金する方法 ◎継続時に元金に組入れる方法
利子課税		２０％の源泉分離課税（国税１５％、地方税５％） ※ 平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315% の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）になります。
手数料		なし
リスクに関する事項		なし
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、下記の「期限前中途解約利率」（小数第４位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。 [期限前中途解約利率] ◎預入期間１年もの （中途解約日までの期間） ６か月未満　中途解約日の普通預金利率 ６か月以上１年未満　約定利率 × ５０％ ◎預入期間３年もの （中途解約日までの期間） ６か月未満　中途解約日の普通預金利率 ６か月以上１年未満　約定利率 × ４０％ １年以上１年６か月未満　約定利率 × ５０％ １年６か月以上２年未満　約定利率 × ６０％ ２年以上２年６か月未満　約定利率 × ７０％ ２年６か月以上３年未満　約定利率 × ９０％ ◎預入期間５年もの （中途解約日までの期間） ６か月未満　中途解約日の普通預金利率 ６か月以上１年未満　約定利率 × ３０％ １年以上１年６か月未満　約定利率 × ４０％ １年６か月以上２年未満　約定利率 × ５０％ ２年以上２年６か月未満　約定利率 × ６０％ ２年６か月以上３年未満　約定利率 × ７０％ ３年以上４年未満　約定利率 × ８０％ ４年以上５年未満　約定利率 × ９０％
利率情報の入手方法		[預入時] 利率は、当組合が定めた特別金利を販売対象者へ書面により通知します。 [継続時] 利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。
苦情処理措置・紛争解決措置		[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、営業店又は下記の窓口をご利用ください。 【窓口：大阪府警察信用組合 業務部】 電 話：０６－６９４１－２００３ 受付時間：午前９時～午後５時（土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除きます。） なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人総合紛争解決センター（電話：０６－６３６４－７６４４）又は 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合窓口又は下記窓口までお申し出ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－１（全国信用組合会館内） 受付時間：午前９時～午後５時（土・日曜日、祝日及び協会の休業日は除きます。）
その他参考事項		一部解約はできません。 この預金は、新約時は証書を発行しますが、お客さまの申し出により総合口座通帳式又は取扱票式に変更することができます。 この預金は、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈証書式〉」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈通帳式〉」及び「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈取扱票式〉」によりお取扱いします。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

※ 金利情勢等により商品内容を見直す場合や取り扱いを中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（平成27年11月20日現在）